

訪 問 介 護 サ ー ビ ス

契 約 書

株式会社 秀
訪問介護ステーション 静療

〒 079-8417
住所 旭川市永山 7 条 3 丁目 1-26
TEL74-6166

障害福祉サービス

2024年4月

サービス利用契約書

____様（以下「利用者」という。）と 株式会社 秀（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者居宅介護を適切に提供する事を定めます。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の障害福祉サービス受給者証の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から解約意思の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅介護計画及び契約支給量）

1. 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
2. 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき利用者と話し合いのうえに契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
3. 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条（サービス内容）

サービス従事者は利用者の居宅に訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談等を前条に定める居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

第5条（利用者負担額及び実費負担額）

1. 利用者は、前条に定めるサービスに対して重要事項説明書に定める利用者負担額及び、サービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅生活費額は、事業者が市町村から代理して受領します。
2. 前項の利用者負担額は、サービスごとに計算し、1ヶ月分を事業者はまとめて請求するものとし、利用者はこれを翌月期日までに支払います。

第6条（利用の中止、変更、追加）

1. 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービス利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。
2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただきます。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。

3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議を行ないます。

第7条 （事業者の基本的義務）

1. 事業者は、利用者に対し、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
2. 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第8条 （事業者の具体的義務）

1. （安全配慮義務）
事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
2. （説明義務）
事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
3. （守秘義務）
事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
4. （記録保存整備義務）
事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。
5. （身分証携行義務）
サービス従事者は、常に身分証を携行し利用者から提示を求められた時にはいつでも身分証を提示します。
6. （緊急時の対応）
事業者は、サービス提供時に利用者の病状の急変その他の事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を取るとともに、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第9条 （事故と損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な処置を講じます。
2. 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

保 險 会 社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
---------	------------------

第10条 （契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

1. 利用者が死亡した場合
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
4. 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
5. 第2条の契約期間が満了した場合

第11条 （利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入所した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第12条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

1. 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
2. 事業者は利用者様が非協力である等、双方の信頼関係を損壊する行為を為し改善の見込みがない場合（本契約の目的を達成する事が不可能となった場合）又は、ハラスメントに関する行為があった場合は、1週間以上の予告期間をもって本契約を解除する事が出来ます。
3. 事業者は、利用者様が社会通念を超えと思われる要求や職員の生命や身体・財産・信用等を傷つけるような著しい不信行為又は言動等がなされた場合においても本契約を解除させていただく場合があります。但し、改善の見込みがあると判断できる場合においてはこの限りではありません。
4. 解除権を行使した場合には、利用者様の求めに応じてその理由を文章で交付いたします。

第14条（苦情解決）

1. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。
2. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立てなどを行った事を理由として何ら不利益な取扱いをする事はありません。

第15条（保証人【連帯保証人】）

保証人は、事業者に対して利用者の事業者に対する本契約に基づく全ての債務について、利用者と連携して極度額金五十万円の範囲内で保証することを約束します。

第16条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。